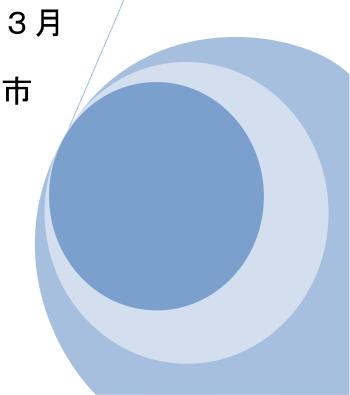


静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画

平成23年3月

静岡市



目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
平成 22 年度静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会報告書・・・・・ 3
第1章 計画策定の背景
1 国・県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2 各自治体の状況・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3 犯罪状況 ~ 刑法犯認知件数
(1)全国の状況 ~ 依然として高い水準の認知件数、
あの手この手の振り込め詐欺・・・・・ 8
(2) 県内の犯罪状況 ~ 県内の振り込め詐欺被害額はなんと2億・・・・ 9
(3) 市内の犯罪状況 ~ 自転車盗と振り込め詐欺の被害が突出・・・・・ 11
4 これまでの静岡市における犯罪等に強いまちづくりへの取組
(1)防犯協会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・16
(2) 地域の取組・・・・・・・・・・・・・・・・17
(3)子ども達を守るための取組・・・・・・・・・・・・17
(4) 自主防犯パトロール活動の実施・・・・・・・・・・・18
(5) 犯罪被害者等支援のための取組・・・・・・・・・・・18
(6) その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・19
5 市政モニターアンケートの結果・・・・・・・・・・・2O
6 犯罪等に強いまちづくりに向けての課題
(1) 規範意識の低下、防犯意識の不足、
犯罪被害者等についての理解不足・・・・・・・・・・25
(2) 地域の連帯意識の希薄化・・・・・・・・・・・・26
(3) 不安になる場所・・・・・・・・・・・・・・・26
第2章 計画策定の考え方
1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・292 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・29
2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
第3章 計画の目標と計画期間
1 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
2 計画の推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・32
3 計画の点検、評価、実施状況の公表・・・・・・・・・・32
4 計画の期間と見直し又は変更・・・・・・・・・・・・・・32

第4章 計画の進捗状況
1 平成22年、平成23年の犯罪状況・・・・・・・・・・33
2 平成24年までの計画の進捗状況・・・・・・・・・・・34
3 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・34
第 <i>5</i> 章 犯罪等に強いまちづくり関連施策
1 施策の方針
3つの取組 ~「る・う・る」 ルールを守ろう、守らせよう
(1) <i>犯罪等に強いまちづくりのことを知ろう</i> 「知る」・・・・・37
(2) 力を合わせ支え合おう 「支え合う」・・・・・・・37
(3) 犯罪に負けないまちをつくろう 「つくる」・・・・・・・37
2 具体的な取組
(1) 「知る」〜犯罪等に強いまちづくりのことを知ろう
ア 情報を発信し防犯の意識を高めよう・・・・・・・・・ 39
イ 防犯について学ぼう・・・・・・・・・・・・・ 40
ウ 犯罪被害者等について理解しよう・・・・・・・・・・ 41
(2)「支え合う」〜力を合わせ支え合おう
ア 地域への帰属意識、連帯感を高めよう・・・・・・・・・42
イ 力を合わせ自発的に活動しよう・・・・・・・・・・43
ウ 犯罪に遭ってしまった人たちを支えよう・・・・・・・・・44
(3)「つくる」~犯罪等に強いまちをつくろう
ア まちを見守り健全にしよう・・・・・・・・・・・ <i>45</i>
イ まちから危険な場所をなくそう・・・・・・・・・・ <i>47</i>
ウ 防犯に配慮した住まいにしよう・・・・・・・・・・ 49
3 重点的に取り組む事項
(1) ホームページ <i>等</i> による情報発信・・・・・・・・・・ <i>50</i>
(2)工夫を凝らした防犯活動の実施・・・・・・・・・・・・ 50
(3) 自主防犯パトロール活動の充実・・・・・・・・・・・ 50
4 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・ <i>51</i>

はじめに

静岡市の犯罪状況は、平成12年をピークに刑法犯認知件数が減少傾向にありますが、平成21年は8,137件と約20年前(平成元年6,312件)に比べると1.29倍でした。その内訳としては、強盗、放火、また振り込め詐欺や還付金詐欺などの知能犯の件数が増加し、犯罪の凶悪化、巧妙化が顕著になっています。

また、全国的な傾向に同じく子どもや高齢者が狙われる犯罪が目立つため、市民の治安 に対する不安が高まり、犯罪に遭うことなく安全に安心して暮らすことができる環境が求 められています。

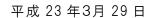
このような中、静岡市では平成21年6月に市の防犯及び犯罪被害者等支援施策を体系化 した「静岡市防犯まちづくり推進計画」を策定し、市の施策について広く市民に示しまし た。

さらに平成22年4月には市の防犯及び犯罪被害者等支援施策の基本となる「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例」を制定しました。この条例は防犯と犯罪被害者等支援を一体として取り組むことを「犯罪等に強いまちづくり」と位置づけ、基本理念や市・市民・事業者の役割、施策の基本的な事項を定めることにより、市民が安心して活動できる安全な地域社会を目指すことを目的としています。

そして同年、「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例」に定める、市の施策の基本となる「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」を策定するため、同じく条例に定める「静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会」を開催しました。この審議会は学識経験者、防犯・犯罪被害者等支援に携わる者、公募市民から構成され、審議の結果、「静岡市防犯まちづくり推進計画」を改訂し、「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」とすることとしました。また、防犯・犯罪被害者等支援について有意義な意見が提出されましたので、今後の施策の中で実施していくこととしました。

ここに、市民共通の願いである安心して活動できる安全な地域社会の実現に向けて、市の犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となる「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」を策定いたしました。

この計画により、防犯及び犯罪被害者等支援の施策がより一層推進されることを期待しています。





静岡市長 小 嶋 善 吉 様

静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会 会 長 佐 々木 光 郎

「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」の策定について

静岡市の防犯及び犯罪被害者等支援施策の基本となる「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」 の策定について、別紙のとおり報告いたします。

静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会報告書

静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会は、平成 22 年8月に委嘱を受けた6名の委員で構成し、「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」の策定について審議しました。

静岡市においては、市の防犯及び犯罪被害者等支援施策を体系化した「静岡市防犯まちづくり推進計画」が、平成 21 年 6 月に策定され、推進しているところであります。「静岡市防犯まちづくり推進計画」を策定した時点と現時点を比べると、犯罪情勢においては大きな変化は見受けられず、また推進計画の内容が「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例」を基に取り組むべき事項と範囲を同じくすることから、現在の「静岡市防犯まちづくり推進計画」を「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」として策定することを提言いたします。

なお、それぞれの施策の実施においては、下記内容について取り組むよう、審議会一同の総意として強く要望いたします。

記

- 1 市民一人一人に防犯意識を浸透させるための啓発活動について取り組むこと
- 2 重点事項としている自転車盗難については、市内の犯罪認知件数の4分の1を占めている状況を鑑み、その対策について取り組むこと
- 3 万引きは、自転車盗難と同じく動機が単純で犯行が容易であり、初めて犯罪に手を染める時に犯しやすいことから初発型犯罪と呼ばれ、これらの犯罪から悪質な犯罪にエスカレートするケースが多いため、その発生を防ぐことが今後の犯罪発生の抑止につながるという認識のもと、対策について取り組むこと
- 4 犯罪被害者等支援について、市民全体で被害者等をあたたかく支える地域社会づくりを推進すること
- 5 市の各種窓口の間や警察・支援団体等の関係機関との連携を強化することにより、犯罪被害者等が生活全般にわたる支援を途切れなく円滑に受けられるよう努めること

静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会委員

No.	氏 名	所 属
1	佐々木 光郎	静岡英和学院大学教授(会長)
2	加藤 光良	常葉学園大学短期大学部教授(副会長)
3	加藤 弘史	NPO 法人静岡県防犯アドバイザー協会理事
4	鳥居 光子	NPO 法人静岡県犯罪被害者支援センター相談員 (平成 22 年 8 月~平成 22 年 12 月)
	望月 一代	NPO 法人静岡県犯罪被害者支援センター相談員 (平成 23 年 3 月~)
5	天野 早苗	公募委員
6	山本 和生	公募委員

第1章 計画策定の背景

1 国・県の動向

国においては、都市再生本部(本部長・内閣総理大臣、国家公安委員会委員長は本部員)の決定に基づき、内閣官房都市再生本部事務局、警察庁、文部科学省及び国土交通省を構成員とする防犯まちづくり関係省庁協議会を平成14年11月26日に発足させ、東大阪市島之内地区等6地区をモデル地区に設定して防犯まちづくりのあり方等について調査検討を行いました。同協議会は、検討結果を整理し、平成15年7月24日に「防犯まちづくりの推進について」として取りまとめました。以後、各省庁において全国に成果が紹介され、防犯まちづくりが普及することになりました。

静岡県では、平成16年4月1日に「静岡県防犯まちづくり条例」が施行され、学校等の施設内における児童等の安全確保のための措置や、犯罪防止に配慮した道路、店舗等とするための指針などが示されました。また、同年から地域防犯活動補助事業が始まり、地域防犯活動を行う地区安全会議の数も増加しています。県内では、平成22年7月末までに214団体が発足しています。

また、犯罪被害者等(犯罪に遭われた方とその家族、遺族の方)の支援については、 平成17年4月1日に犯罪被害者等基本法が施行され、同年12月には基本計画が策定されて各種施策が強力に推進されており、本年は計画の見直しが順次なされています。

また静岡県においても、平成18年10月12日に犯罪被害者支援窓口が開設されました。

2 各自治体の状況

政令指定都市の状況を見ると、19 都市中、13 都市が既に市条例を制定し、防犯まちづくりに取り組んでいます。また、横浜市、川崎市、千葉市、福岡市の4 都市については、市条例こそ制定していませんが、基本計画又は推進計画を策定し、防犯まちづくりのた

めの施策を推進しています。(資料1)

県内においては、35 自治体中、市又は町条例を制定した自治体が23 市町あり、半数を超えています。(資料2)

犯罪被害者等の支援については、政令指定都市のうち犯罪被害者支援窓口を開設しているのは、本市のほか12都市ですが、開設に向けて準備を進めている都市もあり、さらに増える傾向にあります。

※平成24年12月現在の状況

政令指定都市 20 都市中 14 都市が市条例・県内 35 自治体中 31 市町が市又は町条例を制定 政令指定都市 20 都市中 20 都市が犯罪被害者等総合的相談窓口を所管

資料 1

政令指定都市の条例制定状況(平成22年7月末現在の状況)

No.	都市名	条例の有無	条例又は計画の名称
1	札幌市	あり	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例
2	仙台市	あり	仙台市安全・安心街づくり条例
3	さいたま市	あり	さいたま市防犯のまちづくり推進条例
4	千葉市	なし	千葉市地域防犯計画
5	横浜市	なし	よこはま安全・安心プラン
6	川崎市	なし	川崎市安全・安心まちづくり基本方針・推進計画
7	相模原市	なし	なし(H17 さがみはら安全·安心まちづくり宣言を実施)
8	新潟市	あり	新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例
9	静岡市	あり	静岡市犯罪等に強いまちづくり条例
10	浜松市	あり	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例
11	名古屋市	あり	安心・安全で快適なまちづくりなごや条例
12	京都市	あり	京都市生活安全条例
13	大阪市	あり	大阪市安全なまちづくり条例
14	堺市	あり	堺市民の安全の推進に関する条例
15	神戸市	あり	神戸市民の安全の推進に関する条例
16	岡山市	あり	岡山市安全・安心まちづくり条例
17	広島市	あり	広島市安全なまちづくり推進条例
18	北九州市	なし	(検討中)
19	福岡市	なし	犯罪のない安全で住みよいまちづくりプラン

資料2

県内市町安全条例制定状況

平成22年4月現在 生活安全部 生活安全企画課

番	警察署	条例名	施行年月日	指 針	行動計画	協議会
1	熱海	熱海市市民安全条例	平成7年7月10日	無	無	有
2	御殿場	小山町生活安全のまちづくり条例	平成 14 年 6 月 20 日	無	無	有
3	下 田	東伊豆町町民安全条例	平成 15 年 3 月 13 日	無	無	有
4	三島	函南町生活安全条例	平成 15 年 9 月 16 日	無	無	有
5	富士	富士市生活安全条例	平成 15 年 11 月 1 日	無	無	有
6	富士宮	富士宮市防犯まちづくり条例	平成16年4月1日	無	有	有
7	大 仁	伊豆市生活安全条例	平成16年4月1日	無	無	無
8	松崎	松崎町町民生活安全条例	平成18年4月1日	無	無	有
9	松崎	西伊豆町生活安全条例	平成18年4月1日	無	無	無
10	新 居	湖西市防犯まちづくり条例	平成18年4月1日	無	無	無
11	御殿場	御殿場市防犯まちづくり条例	平成 18 年 4 月 1 日	無	無	無
12	大 仁	伊豆の国市安全で安心なまちづくり条例	平成 18 年 12 月 26 日	無	有	有
13	牧之原	牧之原市防犯及び交通安全に関する条例	平成19年4月1日	無	無	有
14	牧之原	吉田町防犯まちづくり条例	平成19年4月1日	無	無	有
15	伊 東	伊東市生活安全条例	平成20年4月1日	無	無	有
16	下 田	河津町生活安全条例	平成20年4月1日	無	無	無
17	下 田	南伊豆町町民生活安全条例	平成20年4月1日	無	無	無
18	掛川	掛川市生活安全条例	平成20年4月1日	無	無	有
19	藤枝	藤枝市防犯まちづくり条例	平成21年4月1日	無	無	無
20	浜松5署	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	平成 22 年 1 月 1 日	無	無	無
21	静岡3署	静岡市犯罪等に強いまちづくり条例	平成 22 年 4 月 1 日	無	有	無
22	菊 川	菊川市防犯まちづくり条例	平成 22 年 4 月 1 日	無	無	無
23	菊 川	御前崎市防犯まちづくり条例	平成 22 年 4 月 1 日	無	無	無



3 犯罪状況 ~ 刑法犯認知件数

(1) 全国の状況 ~ 依然として高い水準の認知件数、あの手この手の振り込め詐欺

全国の刑法犯認知件数は、平成 14 年まで増加していましたが、その後は毎年減少が続き、平成 21 年は 1,703,044 件と、平成 14 年比、1,150,695 件減、マイナス 40.3 パーセントとなりました。しかしながら、戦後最低だった昭和 48 年と比較すれば、1.4 倍の件数であり、依然として高い水準であることに変わりありません。(資料3)

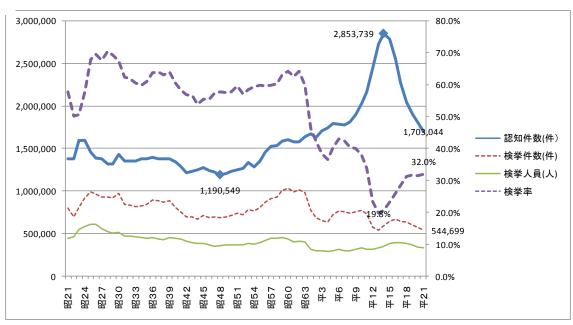
平成15年頃からは全国的に振り込め詐欺の被害が目立ち始め、オレオレ詐欺、架空 請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺と次々と新しい手口の詐欺が発生しています。

平成 21 年における振り込め詐欺の認知件数は、7,340 件と前年に比べ大幅に減少した一方、検挙件数 5,669 件、検挙人員 955 人と大幅に増加しています。しかしながら、被害額は減少しているものの 95 億 7912 万 2058 円と依然として深刻な状況です。(資料4)振り込め詐欺は組織的な犯罪であることが多く、架空名義・他人名義の銀行口座や携帯電話といった匿名性の高い犯行ツールを悪用することが多いことから、実行犯の検挙に至った場合でも詐欺グループの実態がつかめないため主犯格の検挙にまで至ることが困難な状況です。

警察や金融機関が、金融機関窓口やATMでの警戒を強化したことにより、郵便局のエクスパックで直接現金を送金させる手口や、犯人が被害者宅に直接現金を受け取りに来る意表をついた大胆な手口の詐欺も依然として発生しています。詐欺グループは、今後もあの手この手で犯行を企ててくるものと考えられます。

※郵便局のエクスパック封筒の販売は平成22年3月31日をもって終了しています。

資料3



犯罪白書より作成

資料4

振り込め詐欺(恐喝)の認知・検挙状況等について

被害総額の単位は円

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
認知(牛数	25,667	21,612	19,020	17,930	20,481	7,340
	内既遂	20,194	19,804	18,662	17,671	20,124	7,156
被害績	総額(既遂のみ)	28,378,657,974	2,515,667,404	25,493,300,973	25,142,421,788	27,594,389,498	9,579,122,058
検挙	牛数	1,305	2,539	2,974	3,079	4,400	5,669
検学		6.5%	12.8%	15.9%	17.4%	21.9%	79.2%
(注)い	わゆる「オレオレ	ν詐欺(恐喝)」事件	、架空請求詐欺(?	恐喝)事件、融資保	証金詐欺(恐喝)事	件、及び還付金詐	欺事件を総称し

た (注)平成16年及び17年の振り込め詐欺(恐喝)の認知・検挙状況については、いわゆる「オレオレ詐欺(恐喝)事件、架空請求詐欺

(2) 県内の犯罪状況 ~ 県内の振り込め詐欺被害額はなんと2億

県内の刑法犯認知状況も、全国と同様の傾向を見せ、戦後最悪を記録した平成 14 年の 63,008 件から平成 21 年は 41,069 件と約 35 パーセントとなり、減少傾向が続いています。(資料 5)

しかし平成 21 年の県内の重要犯罪認知件数は 444 件で、前年と比べて 19 件、4.2 パーセント増加しましたが、そのうち強制わいせつの認知件数が 195 件で前年比 15 件増加、次いで強盗が 115 件で前年比 12 件増加しており、重要犯罪の認知件数を押し上げる大きな要因となっています。

重要窃盗犯認知状況は、4,143件で前年比227件、5.2パーセント減少しました。(資

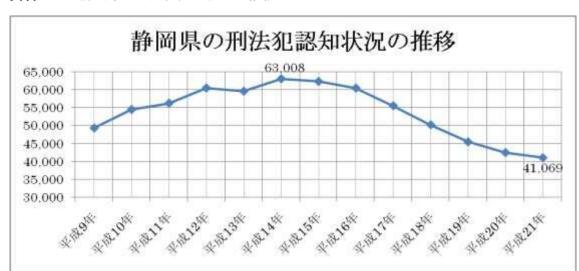
⁽恐喝)事件及び融資保証金詐欺事件の3類型を合計したもの。 (注)平成18年以降の「振り込め詐欺(恐喝)」の認知・検挙状況については、いわゆる「オレオレ詐欺(恐喝)事件」、架空請求詐欺

⁽恐喝)事件、架空請求詐欺(恐喝)事件、融資保証金詐欺事件及び還付金詐欺事件を総称したものをいう。

⁽注)数値は、各都道府県警察からの報告を集計した暫定値。

料6)

振り込め詐欺の認知件数は、213 件で前年比 280 件、56.8 パーセント減少しましたが、被害額は未だに 2 億 2300 万円を超えている状況です。(**資料7**)



資料5 静岡県の刑法犯認知状況の推移

資料6

静岡県内主要刑法犯の状況

刑団宗内王妛刑法犯の状况 ニューニー							
年次		平成21年		平成20年			
	重別	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数		
Ŧ	刊法犯総数	41,069	14,453	42,946	14,228		
Ι,	小計	444	268	425	247		
	殺人	30	31	32	28		
重	強盗	115	70	103	71		
要	放火	61	33	70	57		
犯	強姦	36	27	34	22		
罪	略取∙誘拐	7	7	6	5		
	強制わいせつ	195	100	180	64		
	小計	4,143	1,837	4,370	2,411		
舌	侵 空き巣	1,395	622	1,638	461		
一	入忍び込み	497	55	476	236		
安	盗 その他侵入盗	1,561	582	1,591	1,410		
次	自動車盗	436	450	417	217		
重要窃盗犯	ひったくり	201	69	173	67		
حال	すり	53	59	75	20		
その	D他	36,482	12,348	38,151	11,570		

平成21年中静岡市内の犯罪概況より作成

資料7 県内の振り込め詐欺被害状況

	県	内	うち	静岡市内
	認知件数	被害額(円)	認知件数	被害額(円)
平成 16 年	659	733, 544, 237	134	162, 517, 625
平成 17 年	688	783, 646, 615	184	206, 947, 240
平成 18 年	573	720, 438, 042	165	194, 720, 287
平成 19 年	496	812, 711, 605	108	156, 139, 223
平成 20 年	493	626, 099, 348	106	154, 721, 491
平成 21 年	213	223, 003, 379	41	36, 899, 550

資料5~7 静岡市内の犯罪概況より作成

(3) 市内の犯罪状況 ~ 自転車盗と振り込め詐欺の被害が突出

市内の刑法犯認知件数は、平成12年の13,392件をピークに減少が続いています。

(資料8)

市内は、静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署の3署で管轄しており(平成20年3月までは旧蒲原町について蒲原署が管轄)、刑法犯認知件数は、静岡中央警察署が県下4位、清水警察署が6位、静岡南警察署が7位と上位に入っています。

各警察署とも窃盗犯の占める割合が圧倒的に高く、次いで粗暴犯、知能犯の順に高くなっています。(資料9)

平成 21 年の窃盗犯認知状況をみると自転車盗が 2,242 件発生し、窃盗犯全体の 36.6 パーセントを占め、他の罪種に比べて突出して多くなっています。(**資料 10**)

静岡市は自転車を利用する人が多く、盗難件数も比例して多くなっていますが、施 錠の確認、またツーロックを励行することにより、被害を減少させることができるは ずです。

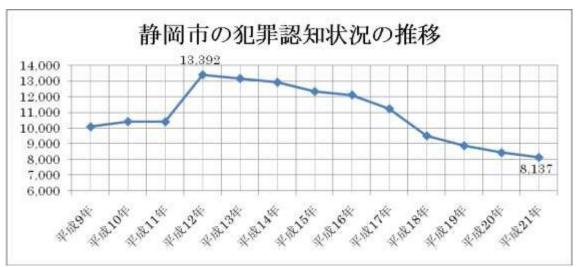
平成 21 年の刑法犯少年検挙人員は 416 人で、昨年より 44 人減少しています。罪種別でみると窃盗が 255 人で、全体の 61.3 パーセントを占めています。また、検挙された少年を学職別でみると中高生だけで 278 人と全体の 66.8 パーセントを占めています。

(資料 11)

また近年、児童虐待が社会問題化していますが、本市では、政令指定都市になった 平成17年度に静岡市児童相談所を開所し、様々な児童相談を受け付けています。児童 虐待については、相談件数が17年度から18年度にかけて倍増したあと、平成20年度 までほぼ横ばいでしたが、平成21年度は前年比1.3倍以上増加しており、特に性的虐 待と心理的虐待が倍増しています。(資料12)

ドメスティックバイオレンス (DV) についても社会問題となっており、夫婦間だけでなく、恋人間でもデートDVという形で被害が表面化しています。DVの内容には、身体的暴力だけでなく経済的暴力や精神的暴力があり、本市の各福祉事務所に寄せられる相談件数は、平成18年度から急増しました。(資料13)

資料8 静岡市の犯罪認知状況の推移



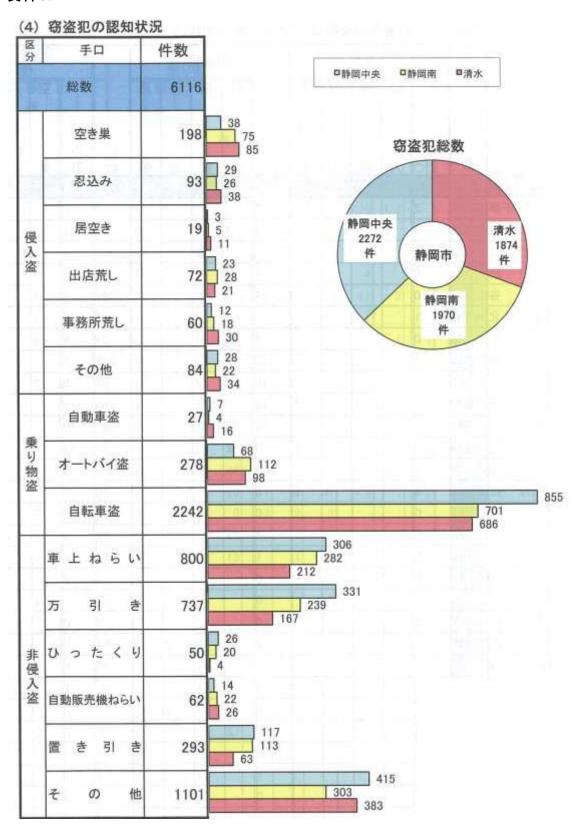
静岡市の犯罪概況より作成

資料9 警察署別刑法犯認知状況

平成21年中総数の多い順

/	署名	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
1	浜松中央	4,815	21	222	3,555	206	66	745
2	沼 津	4,713	40	210	3,537	162	39	725
3	富士	3,132	22	126	2,366	75	23	520
4	静岡中央	3,029	17	161	2,272	128	28	423
5	浜 松 東	2,990	15	101	2,335	81	18	440
6	清水	2,604	16	143	1,874	96	26	449
7	静岡南	2,504	8 92	67	1,970	84	12	363
8	磐田	2,416	12	79	1,893	59	9	364
9	三島	1,677	7	59	1,262	53	- 11	285
10	御殿場	1,379	12	46	1,006	42	21	252
11	焼 津	1,373	4	55	999	60	7	248
12	藤 枝	1,212	5	54	890	57	2	204
13	富士宮	1,133	5	43	862	26	2	195
14	掛川	1,051	5	33	799	56	7	151
15	大 仁	869	5	29	647	29	10	149
16	島田	815	5	34	584	52	7	133
17	細 江	799	10	17	616	32	7	117
18	浜 北	737	3	33	567	18	4	112
19	伊 東	710	4	24	520	40	13	109
20	新 居	677	3	13	533	29	1	98
21	菊 川	603	5	21	470	17	8	82
22	牧之原	602	2	20	439	22	4	115
23	熱海	511	5	44	318	38	3	103
24	下 田	420	7	33	259	25	1	95
25	天 竜	122	1	1	95	8	2	15
26	森	121	2	4	84	60		25
27	松崎	55	- 1	4	35	4		11

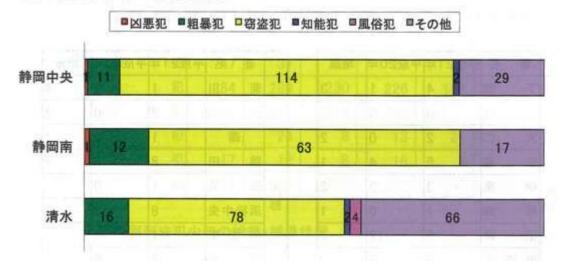
資料 10



資料 11

静岡市内の少年犯罪(刑法犯)の状況

(1) 刑法犯少年の罪種別状況



(2) 刑法犯少年の年齢別状況



(3) 刑法犯少年の学識別状況



資料 9~11 平成 21 年中静岡市内の犯罪概況より

資料 12

静岡市児童相談所における児童虐待相談の内訳

111 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
身体的虐待	53	52	80	80	81	
性的虐待	5	6	6	6	16	
心理的虐待	12	53	49	49	98	
ネグレクト	27	92	75	75	84	
合 計	97	203	210	210	279	

静岡市児童相談所作成資料より

資料 13

市内児童虐待相談の処理件数(静岡市児童相談所の相談件数も含む)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
助言、指導及び施設へ の移送等の処理件数	362	551	540	396	438
うちDV相談件数	159	256	268	189	251

静岡市の福祉より作成

4 これまでの静岡市における犯罪等に強いまちづくりへの取組

(1) 防犯協会の取組

静岡市には、現在、静岡中央防犯協会、静岡南防犯協会、清水警察署管内防犯協会 連合会 (現 清水防犯協会) の3つの防犯協会が組織されています。

防犯協会は警察署単位で組織され、関係機関、団体と緊密に連携して、防犯体制の 強化と防犯意識の高揚を図ることにより、犯罪のない安全・安心なまちづくりに努め ています。

主な活動状況は、街頭犯罪抑止のための活動、例えば青色回転灯装備車両によるパトロール、職場防犯管理協会への事務所荒らしの広報、高齢者への防犯対策として悪質商法、振り込め詐欺防止の啓発活動、自主防犯活動の推進など、防犯意識の高揚を図っています。

具体的には、犯罪多発地域での意識高揚啓発看板の設置、公園等非行少年たちが多 く寄り集まっている場所へのパトロール活動等を実施しています。

(2) 地域の取組

地域での取組として、静岡市地域防犯活動事業補助制度などを活用して組織された 地区安全会議により、自主的な防犯活動が行われています。

地区安全会議は、安全·安心なまちづくりを推進するため、「地域の安全は地域で守る」という意識の下、地域をあげて取り組む自主防犯活動を行う団体です。中学校区程度の範囲を基本として、複数の自治会、町内会等による自主防犯パトロール活動の実施、のぼり旗の設置など、地域ぐるみで活動しており、市内に26団体あります。

静岡市は、平成 16 年度から、県の補助事業に基づき、地区安全会議の立上げに要する費用の一部を助成してきました。平成 21 年度からは市の単独事業として、平成 21 年度までに、市内 24 地区おいて地区安全会議の立ち上げに補助を実施してきました。

(3) 子ども達を守るための取組

学校関係においては、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業として、スクールガードによる学校巡回指導を実施し、登下校時の安全確保、学校内外での防犯上の点検、指導等を実施しています。その他、学校ボランティアの養成、研修も行っています。

市立の幼稚園から高等学校までの学校等については、市内各警察署と連携して、登録していただいた保護者や地域住民へ携帯電話等を利用し、不審者情報、防犯情報等をメール配信システムにより迅速に提供しています。また、不審者対策として各学校にさすまたやネットランチャー等の資機材を配備し、警察や防犯協会と協力し不審者対応訓練を受講しています。

保護者が共働き等で帰宅が遅い児童を対象にした放課後児童クラブ活動においては、 不審者等の緊急時の対応として、放課後児童緊急通報システムを導入しているところ もあります。これは、近隣の店舗や個人などの協力者に緊急通報が届くもので、迅速 な対応ができるよう備えているものです。 また、青少年の非行防止・健全育成事業として、静岡市青少年育成センターが、地域、学校、警察等と連携し、街頭補導活動を実施しています。

(4) 自主防犯パトロール活動の実施

先に述べた地域が行う自主防犯パトロール活動やスクールガードによる巡回のほかにも、地域住民や警察と合同で防犯環境整備の観点から行っている公園内夜間パトロール、平成17年度に清水区魅力づくり事業として実施した学校安全パトロール隊があります。

市職員もまた青色回転灯パトロールを実施しています。これは、市公用車に青色回転灯を装備し、警察の講習でパトロール実施者証の交付を受けた市職員により、業務終了後の帰庁時などを利用して自主防犯パトロール活動を行うものです。静岡市内には、237 台(平成21年度末)の青色回転灯装備車両が登録されていますが、そのうち市公用車は45台、パトロール実施者証を所持している市職員は154人となっています。

(5) 犯罪被害者等支援のための取組

犯罪被害者等の支援については、平成20年度、市役所内に犯罪被害者支援のための総合案内窓口を設置し、関係機関からの引き継ぎ、専門的な相談機関への紹介や取次ぎを行っています。

犯罪被害者等について理解を深めるために、NPO法人静岡犯罪被害者支援センターや県警と協働・連携し、市民を対象としたパンフレットの配布や市庁舎におけるパネル展の開催など、啓発活動を行うとともに、被害者の遺族などを講師としてお招きして、被害者講演会を実施します。犯罪被害者等の状況や心情を理解し、正しい知識を身につけることは、支援のための第一歩です。

(6) その他の取組

防犯施策事業については、防犯灯設置*補助*事業があり、夜間の街頭犯罪防止を図っています。

商店街環境整備事業においては、商店街が活性化するための支援を行っており、防 犯カメラ等を設置した場合も補助を実施しています。

さらに、暴力追放推進協議会補助金事業において、静岡市暴力追放推進協議会に補助金を交付することで活動を支援しています。同協議会では暴力団の不当要求及び暴力団組織を背景とする犯罪から市民を守り、安全で安心に暮らすことができるまちを実現するため、警察署、地域や職域の各暴力追放組織、関係団体等の連携を密にした運動を展開しています。

5 市政モニターアンケートの結果

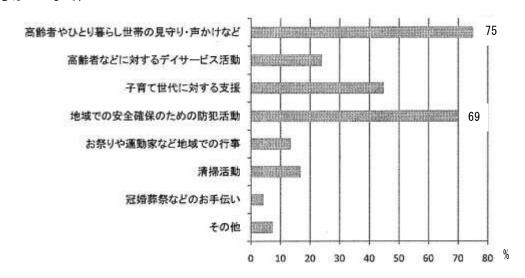
平成 20 年 9 月 19 日から平成 20 年 9 月 26 日までの 8 日間、市政アンケートモニターに対しアンケート調査を実施しました。市政アンケートモニターは、市内在住の成人で、男女、年齢層、居住地区のバランスは偏りがないよう配慮されています。調査対象 100人のうち 96 人から回答を得ました。(回答率 96 パーセント)

平成 17 年にも防犯まちづくりアンケートを行いましたが、前回は住民基本台帳から無作為抽出した 750 人を対象に実施し、331 人から回答を得ました。(回答率 44 パーセント) 調査対象、条件及び設問内容が異なるため単純な比較はできませんが、同様の設問内容のものについて、可能な範囲で比較をしました。

以下、前回との比較を含め、今回のアンケート結果を示します。

今後必要だと思う自治会等の活動については、「高齢者やひとり暮らし世帯の見守り・ 声かけなど」が一番多く75パーセント、次いで「地域での安全確保のための防犯活動」 が69パーセントを占めました。約7割が地域での防犯活動の必要を感じています。

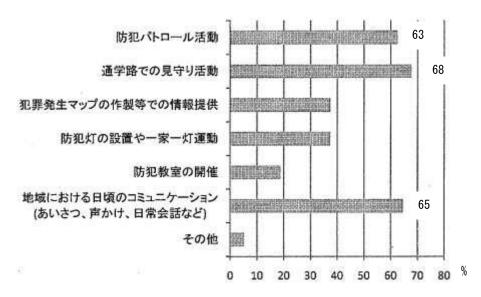
お住まいの地区の自治会等の活動で、今後どのような活動が必要だと思いますか。 (〇は3つまで)



地域において防犯の効果が上がると思う具体的な活動については、「通学路での見守り

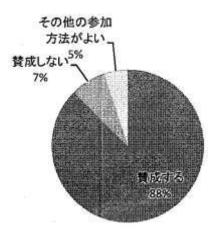
活動」、「地域における日頃のコミュニケーション」及び「防犯パトロール活動」がそれぞれ 6 割以上を占めました。

地域における防犯活動についてお伺いします。 防犯の効果が上がると思う具体的な活動にはどんなものがあると思いますか。 (〇はいくつでも)



地域での防犯活動にボランティアで参加することについては、88 パーセントが賛成しました。

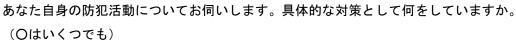
地域で防犯活動を行う場合、ボ ランティアでの参加についてどう 思いますか。(Oはいくつでも)

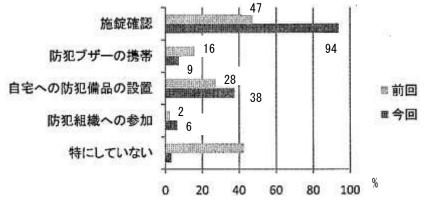


自身で行っている防犯対策については、前回のアンケート結果に比べ、「施錠確認をし

ている」が 47 パーセントから 99 パーセントと大きく伸び、回答者のほぼ全員が「施錠 確認をしている」と答えました。施錠確認のように比較的手軽にできる防犯対策が、市 民に浸透していると思われます。

一方、地域防犯活動へ実際にボランティア参加をしている人は、前回は2パーセント、 今回は6パーセントでした。徐々に地域防犯活動が活発化してきている影響とみること ができますが、前間で88パーセントが参加に賛成すると答えていることから、さらに多 くの参加が期待できそうです。

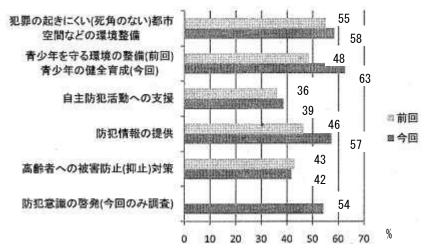




市が行う防犯対策として、「青少年の健全育成」と「犯罪の起きにくい(死角のない)都市空間などの環境整備」を望んだ人が、それぞれ約6割ありました。次に、「防犯情報の提供」が57パーセント、「防犯意識の啓発」が54パーセントと続きますが、これらと同等又はそれ以上の割合で、ハード面の整備が期待されているといえます。また、「自主防犯活動への支援」が39パーセントを占めました。

前回のアンケート結果と比較すると、環境整備、防犯情報の提供及び自主防犯活動への支援を望む人の率が、それぞれ上がっていることがわかります。





静岡市の治安が回復しているかとの問いに対しては、「感じている」と回答した人は 10 パーセントにとどまり、「感じていない」又は「どちらとも言えない」と答えた人は 90 パーセントでした。静岡市では平成 12 年をピークに犯罪件数が減少し続けているにも かかわらず、市民の体感治安が回復していない状況にあります。

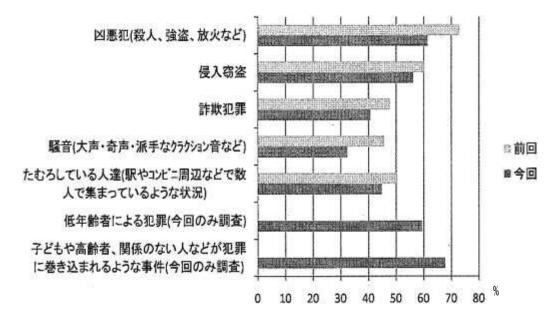
犯罪に対するあなたの考え方に ついてお伺いします。

静岡市では平成 12 年をピーク に犯罪発生件数は年々減少してい ます。静岡市の治安は回復してい ると感じていますか。(○は1つ)

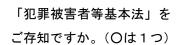


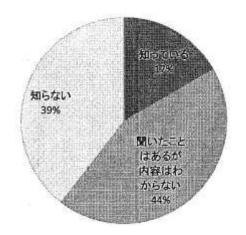
不安に感じることは何かとの問いに対しては、「子どもや高齢者、関係のない人が犯罪に巻き込まれるような事件」及び「凶悪犯(殺人、強盗、放火など)」がそれぞれ6割を超えており、いわゆる犯罪弱者が凶悪犯罪に巻き込まれることを不安に感じている人が多いと思われます。

不安に感じることは何ですか。(Oはいくつでも)



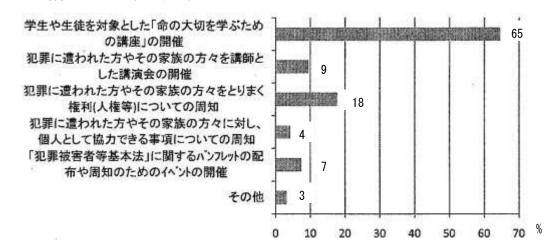
犯罪被害者等基本法については、「知っている」又は「聞いたことがある」と答えた人が、約6割を占めました。





犯罪被害者等の状況を広く市民に理解してもらうための市の取組として期待するものは、「学生や生徒を対象とした『命の大切さを学ぶための講座』の開催」が6割を超えました。また、犯罪に遭われた方やその家族の方々をとりまく権利(人権等)についての周知が18パーセントを占めました。

犯罪に遭われた方やその家族の方々を社会全体で支える仕組みが求められています。犯罪に遭われた方やその家族の方々の状況などについて、広く市民に理解してもらうための市の取組として期待するものは何ですか。(〇はいくつでも)



6 犯罪等に強いまちづくりに向けての課題

(1) 規範意識の低下、防犯意識の不足、犯罪被害者等についての理解不足

パソコン、携帯電話、ゲーム機の普及や共働き世帯の増加などで、家庭で会話を交わす機会が減っています。子ども達は疎外感を感じ、コミュニケーションがうまくとれず、公共の場で人の迷惑を考えない行動をとるなど、社会の基本的なルールを守らない行動につながってきています。

子ども達の規範意識の低下は、大人の責任ですが、社会的責任が重い立場にある人の飲酒運転が報道されたり、給食費未払い問題が社会問題化したりなど、手本となるべき大人の社会も規範意識が低下しています。これでは、子ども達を健全に育成することができません。また、先に述べたとおり自転車盗の発生件数が突出していますが、盗難に遭った自転車の多くは、施錠されていませんでした。これでは、ツーロックの励行が自転車盗難に有効であると言われる中、防犯に関する知識や意識が十分であるとは言えません。アンケート結果でも、市の施策として、青少年の健全育成、防犯情

報の提供、防犯意識の啓発を望む声は少なくありません。

犯罪被害者等についても、これまで十分な理解と支援を受けることなく、社会から 孤立してきました。国が策定した犯罪被害者等基本計画に沿って、本市においても、 支援を充実させていきますが、そのためには、まず犯罪被害者等について理解を深め る必要があります。

同時に、犯罪被害者等について理解することが、犯罪を起こしてはいけない、起こさせてはいけないという規範意識及び防犯意識の高揚にもつながります。

(2) 地域の連帯意識の希薄化

地域においても、孤立化、無縁化の傾向が進み、地域への帰属意識、連帯感の低下が問題となっています。

アンケート結果でも、自治会等の活動で高齢者やひとり暮らし世帯の見守りを行う 必要があるとの声や、地域における日頃のコミュニケーションにより防犯の効果が上 がると思うとの声が多数を占めました。

近所間の日常的な交流が少なく、顔も分からない状態では、市民の不安は増大する ばかりです。挨拶を交わしたり、声を掛け合ったりと、住民同士の結びつきが強い地 域には、空き巣などの犯罪者が近づきにくくなり、犯罪機会を失わせることになるの で、地域住民同士の交流を深めることが重要です。

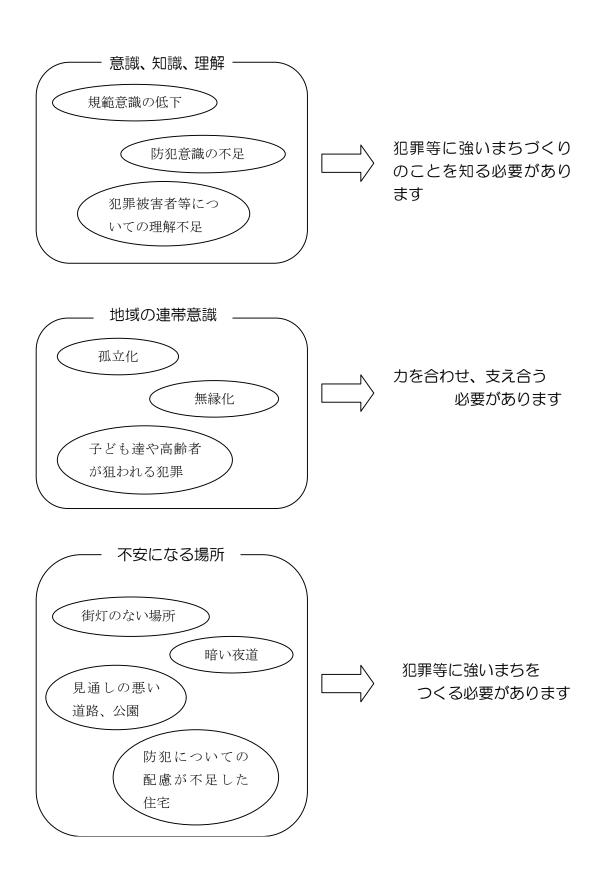
また、地域での連帯を高めることは、犯罪に遭われてしまった住民に対する配慮に もつながります。

(3) 不安になる場所

治安に関する世論調査(平成18年7月)によれば、不安になる場所として「路上」 を挙げた人が60.2パーセント、次いで「繁華街」が44.7パーセント、「公園」が37.4 パーセントであり、ひったくりや痴漢などの街頭犯罪が起きないよう、良好な環境を 維持する必要があります。

しかし、まちの構造や施設については、それぞれ関係法令に基づき設置されている ものの、そのすべてが、防犯の視点を十分考慮したつくりであるとは言いきれない部 分があります。高層化、集中化する住環境も、犯罪の機会を与える空間を多く持って いると言えます。住環境の変化に伴い、防犯の視点から整備の必要が生じる場合もあ るので、常に防犯への配慮は欠かせません。

アンケート結果からも、ハード面での整備を望む人が約6割ありました。防犯に配慮した施設整備が望まれており、併せて危険と思われる箇所の防犯パトロール活動を推進する必要があります。



第2章 計画策定の考え方

1 目的

静岡市犯罪等に強いまちづくり条例(平成22年4月1日施行)第7条に基づき、安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指し、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針と施策を明らかにする事を目的として策定するものです。

2 基本理念

静岡市犯罪等に強いまちづくり条例第3条では「犯罪等に強いまちづくり」を、「市 民が犯罪等により害を被り、又は他人に害を与えることなく平穏な生活を営むことが できるよう、地域社会において犯罪等の発生を防ぐ取組(防犯の取組)と、犯罪被害 者等に対して、その被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができる よう支える取組(犯罪被害者等支援の取組)が相互に関連し補完し合う関係にあると いう認識の下、これらを総合的に推進するもの」としています。

その上で、誰もが犯罪等により害を被り、又は他人に害を与えるおそれがあることを 認識し、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、「地域社会における規範 意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めること」「人と人とが交流を深め、 支え合う地域社会の形成を目指すこと」「市民及び事業者の権利を尊重し、地域の特性 及び社会の情勢並びに対象となる事案の実情に応じて取り組むこと」を基本として安 心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指すものとします。

また、犯罪等に強いまちづくりは、市、市民及び事業者が、互いの自主性及び自立性 を尊重しながら協働して推進するものとします。

静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の考え方

目的 静岡市犯罪等に強いまちづくり条例(平成22年4月1日施行)第7条に基づき、安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指し、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針と施策を明らかにする事を目的として策定する。



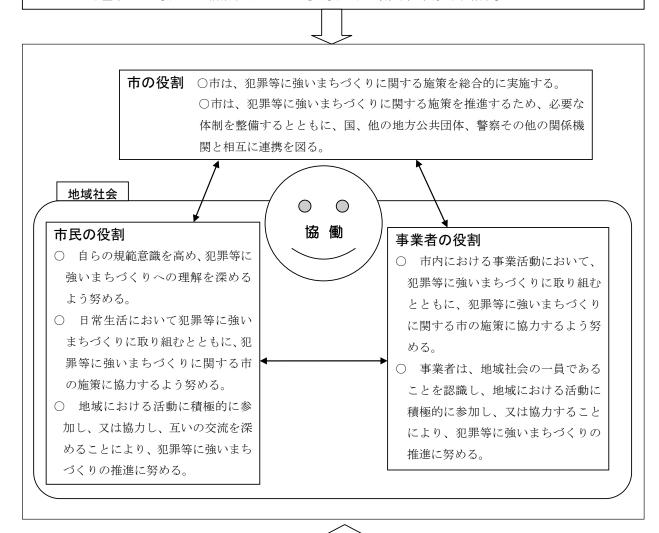
基本理念 誰もが犯罪等により害を被り、又は他人に害を与えるおそれがあることを認識し、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、

「地域社会における規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めること」

「人と人とが交流を深め、支え合う地域社会の形成を目指すこと」

「市民及び事業者の権利を尊重し、地域の特性及び社会の情勢並びに対象となる事案の実情に応じて取り組むこと」

を基本として安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指す。





警察その他の関係機関

※斜体の文字が平成25年3月に改訂した箇所となります

第3章 計画の目標と計画期間

1 計画の目標

本市の犯罪等に強いまちづくりに関する施策は、平成22年3月に策定した第2次静岡市における目指すまちの姿である「活発に交流し価値を創り合う自立都市」を実現するためのまちづくりの大綱「安全・安心・快適に暮らせる自然豊かなまち」の政策方針「快適でゆとりと信頼ある市民生活の確保」に位置づけられています。

この計画においても、平成 26 年度までの基本構想で示されている、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目標として実施します。また、その達成度については、次に示す指標を設け評価していきます。

〈活動指標〉	現状値	平成 24 年度 達成値	平成 26 年度 達成値
地区安全会議立上げ補助団体数	24 団体 (平成 21 年度)	36 団体	43 団体
青色回転灯防犯パトロール車登録 台数	253 台 (平成 21 年度)	261 台	269 台

本市として、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、犯罪のないま ちづくりに努めていきます。その目標として、下記のように*刑法犯認知件数*が逓減してい くことを目指しています。

〈目標〉	現状値	平成24年度目標値	平成 26 年度目標値
刑法犯認知件数	8, 137 件 (平成 21 年)	現状値 10%減	現状値 15%減

2 計画の推進体制の整備

計画を推進するにあたっては犯罪等に強いまちづくりの関係課で構成する庁内委員会 を設置し、連携を図り、個別の施策を総合的かつ計画的に実施します。また、新たな課 題が発生した場合には、方針を決定し、静岡市の施策の総合調整及び推進を図ります。

3 計画の点検、評価、実施状況の公表

計画推進のための取組状況については、年度ごととりまとめ、市民に公表します。 また、施策や事業の実施状況について点検と評価を行い、実施状況を検証し、以降の 事業にフィードバックします。

4 計画期間と見直し又は変更

この計画の期間は、第2次総合計画の終期である平成26年度までとします。

また、この計画における目標の中間年である平成 24 年度に、市民をとりまく社会情勢の変化に的確に対応し、この計画を効果的に推進するため、犯罪等に強いまちづくり関連施策における事業について必要な見直しや変更を行います。

第4章 計画の進捗状況

1 平成22年、平成23年の犯罪状況

刑法犯の認知状況については、全国、静岡県内ともに年々減少傾向にあります。全国における刑法犯認知状況は、平成21年の1,703,044件と比較し、平成22年は6.9%減の1,585,856件、平成23年は13.1%減の1,480,765件となっています。静岡市内においても刑法犯認知件数は、平成21年の8,137件と比較し、平成22年は3.6%減の7,845件、平成23年は10.1%減の7,318件と着実に減少しています。(資料14)

この計画では重点的に取り組む事項として、振り込め詐欺と自転車盗の二つの防犯 対策を推進することとしています。

平成 22 年、平成 23 年のこれら二つの犯罪状況をみますと、市内での振り込め詐欺 認知件数については、平成 21 年は 41 件(被害額合計 36,899,000 円)、平成 22 年は 29 件(被害額合計 43,870,000 円)と振り込め詐欺対策の効果もあり、減少傾向にあったものが、平成 23 年には 45 件(被害額合計 115,604,000 円)と増加しており、高齢者を中心に市民の財産が被害にあっている状況にあります。(資料 15)

一方、自転車盗は、平成 21 年は 2, 242 件(窃盗犯全体の 36.6%)、平成 22 年は 2, 205件(窃盗犯全体の 37.1%)、平成 23 年は 2,036件(窃盗犯全体の 36.5%)発生しており、若干減少傾向にあるものの、いずれの年も窃盗犯の他の手口と比較して突出した数値となっています。(資料 16・資料 17)

静岡市の犯罪状況については、市内全体では減少しているものの、基本計画を策定 した平成 21 年時と大きな変化はないと認められます。

そのため、件数の増加した振り込め詐欺、依然として認知件数の多い自転車盗への 対策をこれまで同様、重点的に取り組む必要があると考えられます。

2 平成 24 年度までの計画の進捗状況

この計画において、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目標に二つの活動指標を掲げ取り組んできました。

一つ目は地域をあげて自主的な防犯活動を行う地区安全会議の立ち上げ補助団体数 を平成24年度までに36団体とする達成値を設けています。平成24年度までの進捗は 34団体という状況です。

二つ目は、市内の青色回転灯防犯パトロール車登録台数を平成 24 年度までに 261 台とする達成値を設けています。その進捗は平成 24 年度に市公用車 65 台を青色回転灯装備車両として登録したことにより、331 台(平成 24 年 12 月末現在)という状況です。

また、この計画では刑法犯認知件数を、平成 24 年度は平成 21 年時の 10%減、平成 26 年度は 15%減を目標値とし、犯罪のないまちづくりに努めていくこととしていますが、資料 14 のとおり、刑法犯認知件数は着実に減少しています。

3 計画の見直し

平成24年度に「静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会」においてこの計画の進 捗状況、目標の到達点から計画の見直しについて審議を行いました。この計画の達成 値、目標値の進捗状況は概ね順調であるとの一方で、万引き対策、犯罪被害者等支援 に対する取組を強化するとの意見がありました。

資料 14

刑法犯の認知状況の推移

単位:件数

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
全 国	1, 818, 023	1, 703, 044	1, 585, 856	1, 480, 765
静岡県	42, 946	41, 069	39, 451	35, 900
静岡市	<i>8, 435</i>	<i>8, 137</i>	7, 845	7, 318

平成23年中静岡市内の犯罪概況より作成

資料 15

振り込め詐欺認知状況

	平	成 21 年	平	成 22 年	7	成 23 年
	青	静岡市	青	静岡市	Ť	静岡市
	被害	被害額	被害	被害額	被害	被害額
	件数	千円	件数	千円	件数	千円
オレオレ	16	17, 800	19	28,600	41	113, 200
架空請求	15	11,068	6	3, 663	2	1, 482
融資保証金	10	8, 031	4	11,607	1	432
還 付 金					1	490
計	41	<i>36, 899</i>	29	<i>43, 870</i>	<i>45</i>	<i>115, 604</i>

資料 16

窃 盗 犯 総 数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
静岡中央	2, 272	2, 106	1, 971
静岡南	1, 970	1, 914	1, 883
清水	1,874	1, 921	1, 717
静岡市	<i>6, 116</i>	<i>5, 941</i>	<i>5, 571</i>

資料 17

窃盗犯の手口別認知状況

区 手口		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
区 分	于山	静岡市	静岡市	静岡市
	空き巣	198	177	196
	忍込み	93	85	52
侵入盗	居空き	19	27	11
盗	出店荒し	72	93	72
	事務所荒し	60	91	46
	その他	84	79	118
乗	自動車盗	27	24	31
乗り物盗	オートバイ盗	278	268	212
盗	自転車盗	2, 242	<i>2, 205</i>	2, 036
	車上ねらい	800	722	618
	万引き	737	690	729
非 侵	ひったくり	50	47	29
非侵入盗	自動販売機ねらい	62	32	25
	置き引き	293	328	288
	その他	1, 101	1,073	1, 108
	計	<i>6, 116</i>	<i>5, 941</i>	<i>5, 571</i>

第5章 犯罪等に強いまちづくり関連施策

1 施策の方針 3つの取組 ~ 「る・う・る」 ルールを守ろう、守らせよう

(1) 犯罪等に強いまちづくりのことを知ろう 「知る」

規範意識や犯罪等に強いまちづくりへの意識を高め、防犯に関する知識を身につけるための取組や、犯罪被害者等について理解を深めるための取組を推進します。

広く市民一般を対象とした広報啓発活動はもちろん、子ども達や高齢者等を対象と した啓発活動にも取り組みます。

(2) 力を合わせ支え合おう 「支え合う」

市民や事業者が、地域社会の中で自発的に活動へ参加又は協力し、子ども達や高齢者等を支え、互いに支え合うことで、交流を深め、活力あふれる地域社会を形成するための取組を推進します。

また、関係機関が連携し、犯罪被害者等に対する必要な支援を行います。

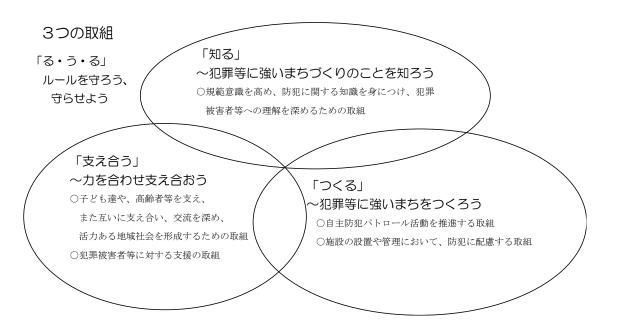
(3) 犯罪に負けないまちをつくろう 「つくる」

犯罪者の犯罪機会を失わせ、市民が安全に安心して暮らすことができるまちにする ため、自主防犯パトロール活動等を推進します。

道路、公園などの施設、住宅などの建物について、防犯に配慮した整備に取り組みます。

以上、3つの取組の「知る」、「支え合う」、「つくる」のそれぞれの最後の文字をとり、「る・う・る」ルールを守ろう、守らせよう、を基本方針として推進していきます。

規範意識を持ち、まずは大人がルールを守り、そして、子ども達の健全育成に取り組み、ルールを守らせ、また、自主防犯パトロール活動などの取組により、犯罪を起こそうとする者の犯罪機会を失わせ、結果としてルールを守らせることにつなげていきます。



2 具体的な取組

(1) 「知る」 ~ 犯罪等に強いまちづくりのことを知ろう

地域社会の規範意識を高め、防犯意識の高揚や犯罪被害者等支援に関する理解を深めることは、犯罪等に強いまちづくりを推進していく上で不可欠です。

市は、防犯や犯罪被害者等支援に関する情報を発信して広く広報・啓発を行います、 また、各団体と協働し、防犯や犯罪被害者等支援に関する知識を深めてもらうための講 演会等を開催します。

これらの取組を通じ、市民の防犯や犯罪被害者等支援に関する意識を高め、理解や知識を深めます。

ア 情報を発信し防犯の意識を高めよう

犯罪の被害に遭わないためには、日頃から防犯に関する意識を高めておく必要があります。自転車盗難による被害などは、本人が日頃から施錠を心がけるなどの対策が効果的であり、本人の防犯意識が重要になってきます。

市は、警察や各団体と連携・協働し、市民の規範意識や防犯意識を高めるため、防犯に関する情報を発信し、積極的な広報・啓発活動を実施します。

事業名	事業概要	課名
市民の防犯意識 高揚のための啓 発活動	市民の防犯意識を高めるため、警察や各団体等と 連携・協働して各種啓発活動を実施します。	市民生活課
同報無線を利用した広報・啓発	振り込め詐欺など特定の犯罪が多発した場合に、 市民の防犯意識を高めるため、同報無線を利用した 広報を実施するとともに、警察と連携して啓発活動 を実施します。	市民生活課
静岡市暴力追 放・飲酒運転追 放、犯罪等に強い まちづくり市民 大会	暴力追放・飲酒運転追放・交通安全・防犯に関する市民の意識高揚をはかり、暴力や交通事故、犯罪のない明るいまちづくりを推進していくため、各団体と連携して静岡市暴力追放・飲酒運転追、犯罪等に強いまちづくり市民大会を開催します。	市民生活課 (静岡市暴力追放推 進協議会、静岡市飲酒 運転追放協議会、静岡 市交通安全推進協議 会)
「暴追だより」の 発行	静岡市暴力追放推進協議会により、暴力追放のための広報啓発活動、麻薬、覚せい剤等の薬物乱用の防止及び銃器犯罪等根絶に関する広報啓発活動を行います。	市民生活課 (静岡市暴力追放推 進協議会)
消費者啓発集中キャンペーン	消費者被害を未然に防止するため、街頭キャンペーンを実施します。	消費生活センター
緊急情報ちらし の配布	市民からの情報提供をもとにして、悪質商法、振り込め詐欺について注意喚起するための緊急情報 ちらしを配布します。	消費生活センター
競輪場内におけ る防犯啓発活動	静岡競輪場内大型映像及び場内テレビにて防犯 に関する啓発映像を映しています。	公営競技事務所

イ 防犯について学ぼう

規範意識や防犯意識を高め、防犯に関する知識を身につけるため、市は、防犯に関する各種講習会を実施します。また、地区安全会議や防犯協会も、防犯教室や講演会を開催します。

市民は、自らの規範意識や防犯意識を高め、防犯に関する知識を身につけるよう 努めるものとします。

事業名	事業概要	課名
防犯教室、講演会の開催	防犯協会や地区安全会議にて市民が規範意識や防犯意識を高め、防犯に関する知識を身につけるための防犯教室、講演会を行います。市は、その活動を支援します。	市民生活課 各防犯関連団体
暴追研修	静岡市暴力追放推進協議会により民事介入暴力対 策、企業対象暴力対策の研修を開催します。	市民生活課 (静岡市暴力追放推 進協議会)
くらしの出張教室	町内会・自治会、老人会などを対象に、訪問販売、 電話勧誘、架空請求などの悪質商法に関する情報を 提供することにより、悪質商法の被害防止を図りま す。	消費生活センター
ヤングライフセ ミナー	高校、専門学校、大学などを対象に、若者を狙う 悪質商法の情報を提供し、被害防止を図るとともに、 合理的な購買行動ができる賢い消費者になることを 目指します。	消費生活センター
防犯に関する講 座の開催	生涯学習推進課により生涯学習センターや生涯学 習交流館にて、地域に根ざした防犯活動を目指し、 被害に遭わないための方法を学び、犯罪防止の啓発 を図ります。	生涯学習推進課
スクールガード (学校安全ボラ ンティア)養成講 習会	地域のボランティアを活用したスクールガードを 養成するための講習会を開催 <i>します</i> 。	学校教育課

	概ね60歳以上の人を対象に、メールの作成、送	
シニア向け携帯	受信方法、災害時や携帯電話紛失時の対応、振り込	<i>★</i>
安全教室	め詐欺等の事例紹介やその対策方法について学ぶ講	情報管理課
	座を開催します。	

ウ 犯罪被害者等について理解しよう

犯罪被害者等支援の取組については、まず犯罪被害者についての理解を深めることが重要です。犯罪被害者等が決して他人事ではないこと、そして犯罪に遭われてしまった方がどのような状況になってしまうのかを正しく理解することが、犯罪被害者支援の第一歩といえます。

市は、警察や団体等と連携・協働しながら、市民の犯罪被害者等に対する理解を深めるために必要な広報・啓発活動や講演会を行います。

事業名	事業概要	課名
犯罪被害者等に ついてのちらし、 パンフレットの 作成	犯罪被害者等の相談窓口一覧や必要な手続などに ついて掲載したパンフレット等を作成すると同時 に、犯罪被害者等支援の必要性を啓発していきます。	市民生活課
犯罪被害者等に ついての研修会、 講習会の実施	市職員を対象とした犯罪被害者等支援についての 研修会、市民を対象とした犯罪被害者等について理 解を深めるための講習会を開催します。	市民生活課
犯罪被害者等に 関する講演会の 開催	犯罪被害者等支援の必要性を学ぶため、犯罪被害者の遺族などを講師に招き、講演会を実施します。	市民生活課

(2)「支え合う」 ~ 力を合わせ支え合おう

犯罪等に強いまちづくりを推進していくに当たり、地域社会における連帯感を深める ことが必要になります。

地域社会の連帯感を深め、地域の人々がお互いを知り合うことは、犯罪が起きない、 起こさせない環境を作ることにつながります。同時に犯罪被害者等支援の取組において も、被害者等を地域において孤立させることなく、暖かく見守ることが、もとの平穏生

ア 地域への帰属意識、連帯感を高めよう

地域社会への帰属意識や連帯感を深めることは、犯罪が起きにくい環境を作るとともに、犯罪被害者等に対する配慮にもつながります。

市は、地域への帰属意識、連帯感を高めるための取組を行います。

事業名	事業概要	課名
「ご近所声掛けの日」の設定	「ご近所声掛けの日」を設定することで、地域住 民同士が声をかけ合うきっかけをつくり、より多く の参加者により活動を盛り上げ、地域への帰属意識 の高揚と連帯感の醸成を図ります。	市民生活課
地域暴力排除活動	静岡市暴力追放推進協議会は、地域において、市 民、事業者と連携し、地域暴力排除活動を推進しま す。	市民生活課 (静岡市暴力追放推 進協議会)
青少年健全育成 活動の支援	市内各地域の青少年健全育成団体に対し、事業費等を補助し、地域ぐるみの健全育成活動を支援します。	青少年育成課
学校応援団プロ ジェクト推進事 業	子どもたちの健やかな育成と家庭・地域の教育力の向上を図るため、学校にコーディネーターを配置し、ボランティアによる地域社会の協力のもと、登下校の見守りや授業の補助といった活動により学校を応援する体制を整えます。	教育総務課
地域ぐるみの学 校安全体制整備 推進事業	子ども達を取り巻く課題を解決するための活動の 一つとして、学校や通学路における子ども達の安全 確保のため、地域との連携を図り、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り 組む。主にスクールガードリーダーの派遣やスクー ルガードの講習会を行います。	学校教育課
静岡市外国人住 民施策連絡会議	国際化推進施策を進めるため、関係機関との情報 交換を行い、市内在住の外国人住民に関する状況を 広く把握する会議を開催します。	市民生活課

イ 力を合わせ自発的に活動しよう

犯罪等に強いまちづくりの取組においては、それぞれの地域における活動が重要になってきます。地域における犯罪等の発生状況や犯罪被害者の置かれている状況というのは、それぞれ異なるものであるため、それぞれの状況に合わせた対応が必要になります。

市は、地域における自主防犯活動を促進するとともに、活動が継続的、効果的に行われるよう、情報の提供、指導、助言を行います。

市は、警察や、NPOなどの団体と連携、協働し、犯罪等に強いまちづくりに取り組みます。また、活動を行う団体を支援していきます。

市は、子どもや高齢者、障害を持った方を支える取組を進めることで、犯罪の被害を防ぐよう努めます。

事業名	事業概要	課名
地域防犯活動事 業補助金	地域防犯活動を行う地区安全会議を立ち上げるための <i>補助金を交付します。</i>	市民生活課
静岡市・静岡市警 察部連絡会議	警察本部、市内各警察署、市による情報交換及び 意見交換を行う静岡市・静岡市警察部連絡会議を開 催し、連携して防犯施策に取り組みます。	市民生活課
防犯活動団体と の連携、協働	防犯活動を行うNPOやその他の防犯活動団体と 連携、協働し、防犯まちづくりに取り組みます。	市民生活課
防犯協会補助金	犯罪の防止や少年の非行防止活動を行う各防犯協 会に補助金を交付します。	市民生活課
暴力追放推進協議会補助金	犯罪のない明るく住みよい市民生活を確立するため、暴力追放運動を積極的に推進することを目的とし、暴力追放活動を行う静岡市暴力追放推進協議会に対し、補助金を交付します。	市民生活課
静岡市保護司会 連絡協議会補助 金	更生保護活動、犯罪予防活動を行う静岡市保護司 会連絡協議会に対し補助金を交付します。	福祉総務課

成年後見制度利 用支援事業	契約行為等を自分の意思で行うことが困難な認知 症等の高齢者に対して、成年後見人をたてることで、 権利を守るとともに犯罪被害防止につなげます。	高齢者福祉課
障害者相談支援 事業	障害のある人及びその家族等からの相談に応じ、 必要な情報の提供や助言などの支援を実施すること で、権利を守るとともに犯罪被害防止につなげます。	障害者福祉課
発達障害者支援 センター運営事 業	社会福祉法人へ委託し、発達障害のある人に対す る支援を総合的に行う専門相談機関を設置します。	障害者福祉課
子どもひなん所	協力していただける地域等に「子どもひなん所」 というステッカーを学校を通して配布します。	学校教育課

ウ 犯罪に遭ってしまった人たちを支えよう

思いがけず犯罪の被害に遭われてしまった方が、その被害から回復し、元の平穏 な生活に戻れるようになるには、さまざまな支援が必要になってきます。

市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等支援のための総合案内窓口を設け、相談を受け、希望する窓口の案内や紹介などを行い、被害者の負担を軽減するとともに支援を行います。また、犯罪被害者等を支援する各種相談窓口と連携を図ります。市の各種相談事業としては、生活支援事業、DV被害者支援事業、障害者相談支援事業、発達障害者支援事業、高齢者虐待相談事業、精神保健福祉相談事業などがあります。

市は、支援の実施に当たっては、国、県、その他警察等の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行うNPOなどの団体と連携・協働して取り組みます。高齢者虐待相談、精神保健福祉相談事業などがあります。

市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、国、県、その他関係機関及び 犯罪被害者等の支援を行うNPOなどの団体と連携し、犯罪被害者等を支援します。

市は、犯罪被害者等支援のための総合案内窓口にて、相談者が行う各種届出などの支援をします。

事業名	事業概要	課名
犯罪被害者等支 援総合案内窓口	犯罪被害者等支援のための総合案内窓口にて、相談者への適切な対応および情報提供に努めるほか、総合案内窓口を周知します。	市民生活課
犯罪被害者等支援庁內連絡会議	犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、犯罪被害者等の立場に立った支援方策を協議するための連絡 会議を開催し、連携した犯罪被害者等支援施策を推 進します。	市民生活課
犯罪被害者等の ための市営住宅 の目的外使用	犯罪被害者等のための市営住宅の目的外使用に関する事務取扱要領に基づき、同被害者に市営住宅の目的外使用を認めることにより、居住の安定を図ります。	住宅政策課
配偶者からの暴 力被害者に対す る市営住宅の目 的外使用	配偶者からの暴力被害者に対する市営住宅の目的 外使用に関する事務取扱要領に基づき、同被害者に 市営住宅の目的外使用を認めることにより、居住の 安定を図ります。	住宅政策課
住民基本台帳事 務における DV 及 びストーカー行 為等の被害者保 護の支援措置	DV及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附表の写しの交付制度を利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ります。	各区戸籍住民課

(3)「つくる」 ~ 犯罪等に強いまちをつくろう

防犯や犯罪被害者等支援に関する取組を実施、推進することで、安全で安心な地域社 会を形成します。

具体的な取組としては、地域における各種の見守り活動、犯罪の発生を防ぐためのその他の取組、公共施設や住宅、事務所などの設置管理における防犯への配慮、犯罪被害者等への支援などです。

ア まちを見守り健全にしよう

地域におけるパトロール等の見守り活動は、犯罪の発生を防ぐために重要であるとともに効果的な取組です。見守り活動により、犯罪を企図する者から犯罪の機会

を失わせることにより、犯罪の被害を減少させる効果が期待できます。

また、不法投棄等に対するパトロールを実施することで地域の環境を整備することも、犯罪の発生の抑止につながります。

そして、青少年の補導活動により、青少年が非行(犯罪)に及ぶことを防止します。

事業名	事業概要	課名	
静岡競輪場内に おける犯罪の防 止	静岡競輪場において自衛警備隊を組織し、場内パトロール及び防犯カメラによる監視を行っています。また、開催日の全てではありませんが、静岡南署の警察官が警察官詰所に詰めています。 事犯に対しては、自衛警備隊による聞き取り調査を行い、案件によっては警察へ引き継いでいます。	公営競技事務所	
青色防犯パトロ ール	市及び地区安全会議は、犯罪者の犯罪機会を失わせ、市民が安心して暮らすことができるよう、青色回転灯装着車両による青色防犯パトロールに取り組みます。	市民生活課(関係各課)	
環境モニタリン グの体制強化	環境モニタリング体制強化のため、市民、事業者、 行政が一体となり、廃棄物の不法投棄、不適正処理 等を監視します。 不法投棄を防止するために、自治会・町内会等に 不法投棄禁止看板を提供します。	産業廃棄物対策課	
廃棄物監視機動 班	廃棄物監視機動班により、監視パトロールを実施 します。	産業廃棄物対策課	
スカイパトロール	市職員が消防防災局所有の防災へリコプターに搭乗し、上空から監視パトロールを実施します。	産業廃棄物対策課	
山間地等廃棄物 不法投棄監視員	山間地等廃棄物不法投棄監視員による、山間地等 の廃棄物不法投棄監視パトロールを行います。	産業廃棄物対策課	
青少年を対象と した補導活動	青少年の非行や犯罪被害を未然に防ぐため、静岡 市青少年育成センターを中心に地域、学校、警察等 と連携し、街頭補導を実施します。	青少年育成課	

青少年を取り巻 く社会環境の実 態調査及び立入 調査	青少年を取り巻く社会環境の実態を調査し、有害 環境の把握と改善に取り組みます。	青少年育成課
自転車盗難事件 防止のための自 転車施錠呼びか け運動	市職員、警察官、警察ボランティア、教員が連携 し、清水区内の市営駐輪場を利用している主に高校 生に対し、自転車盗難防止のための施錠や放置自転 車の禁止を直接呼びかけます。	都市計画事務所
自転車盗難事件 防止のための自 転車等放置規制 区域内における 放置自転車削減 事業	清水区内の自転車等放置規制区域内における自転車の放置の多くが高校生のため、区内の高等学校及びPTAと連携し、放置防止のための活動を継続的に実施していきます。	都市計画事務所
放置自転車等に 対する市・警察の 共通マニュアル 作成事業	清水区内で発見された放置自転車等の撤去・盗難 届確認等の手続きを迅速化するため、都市計画事務 所と清水警察署(生活安全課、地域課)が連携し、 共通マニュアルを作成します。	都市計画事務所
下水道工事現場 における防犯活 動	犯罪の発生を防ぐため、下水道請負業者に「ここにもあります防犯の目」と書かれた防犯活動を示すのぼり旗を工事現場に掲げてもらいます。	下水道建設課
学校の巡回指導 と評価等	スクールガードリーダーによる子ども達への指導 や学校の巡回指導を行います。	学校教育課

イ まちから危険な場所をなくそう

市は、防犯灯の普及に努めます。

市は、道路、公園、駐輪場などを整備する際は、見通しや明るさなどについて、 防犯の観点からの検討を加えるよう努めます。

事業者は、犯罪の防止に配慮し、事業内容に応じた必要な措置を講じ、自らの安全確保に努めるものとします。

事業名	事業概要	課名
防犯灯設置事業費補助金	自治会・町内会が防犯灯を設置する際の費用を補助します。 <i>また、防犯灯のLED化を推進します。</i>	市民生活課 各区まちづくり振興 課
防犯灯維持費補助金	自治会・町内会が防犯灯を設置した際の維持費(電 気代)を補助します	市民生活課 各区まちづくり振興 課
商店街環境整備 事業	商店街環境整備事業として、商店街が行う共同施設を整備する事業又は歩道整備事業の中で、街路灯又は防犯カメラを設置する場合に助成 <i>します</i> 。	商業労政課
農業集落排水事業	農業集落排水処理施設の安全確保を目的に、防犯 灯を設置します。	農地整備課
市営自転車等駐 車場の整備	市営自転車等駐車場を整備する際は、見通しを確保するなど、犯罪への配慮に努めます。	交通政策課
公園の整備	公園を整備する際、地域住民の意見を <i>聞き</i> ながら、 防犯の観点からも見通しの確保についての検討を加 えるよう努めます。	公園整備課
住宅市街地にお ける居住環境水 準の項目の普及 促進	犯罪が起きにくいまちづくりを進め、安心して暮らすことができる居住環境が整備されるよう、住宅市街地における居住環境水準の項目の普及促進に努めます。	住宅政策課
道路の整備	道路を整備する際、見通しを確保できるよう、そ の構造について、防犯への配慮に努めます。	道路保全課
開発行為手続き における防犯指 導	開発行為手続きの中で、施錠の確認など工事資機 材の盗難防止を呼びかけます。	市民生活課
大規模小売店舗 立地法の手続に おける防犯指導	大規模小売店舗立地法手続きの中で、万引きなど の店舗内での犯罪発生防止のための措置を取るよう 指導します。また、駐輪場を設置する場合には、自 転車の施錠の励行等の看板を設置するよう指導しま す。	市民生活課

ウ 防犯に配慮した住まいにしよう

市は、犯罪の防止に配慮した構造、設備を有する住宅の普及に努めます。 共同住宅を管理する事業者は、管理する共同住宅の防犯対策に努め、市民は、自 ら取り組むことができる住宅の防犯対策に努めるものとします。

事業名	事業概要	課名
個々の住宅にお ける防犯対策の 普及促進	住生活基本計画に基づき住宅、住環境の防犯性能 の向上を図ります。	住宅政策課
共同住宅におけ る防犯対策の普 及促進	住生活基本計画に基づき防犯に配慮した共同住宅 に係る設計指針等の普及を図ります。	住宅政策課

3 重点的に取り組む事項

最近の犯罪被害の傾向として、市内では振り込め詐欺と自転車盗が目立っているため、 特にこの2つの防犯対策を推進します。

そのために重点的に取り組む内容を、次に示します。

(1)ホームページ等による情報発信

市は、犯罪情報、防犯対策や各地区安全会議の活動内容の紹介など、防犯に関する情報を発信します。

特に、振り込め詐欺防止に向けてより効果的な情報発信の方策について検討を加え、 実施に向けて努めていきます。また、自転車盗に関しては、ホームページ上や駐輪施 設内への掲示など積極的な広報・啓発に努めていきます。

(2) 工夫を凝らした防犯活動の実施

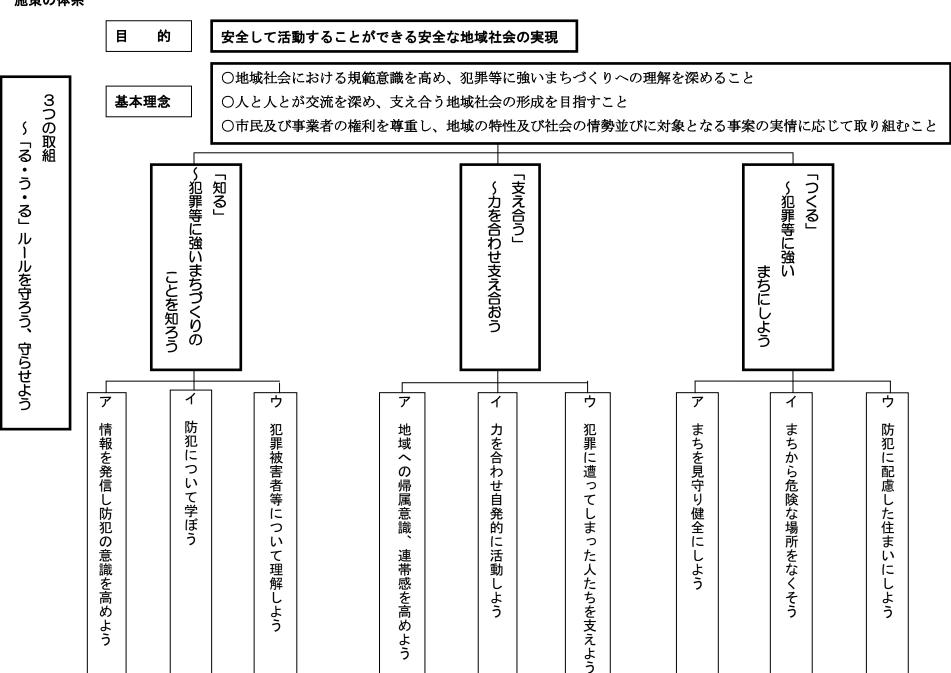
防犯協会や地区安全会議は、寸劇、中高齢者を対象とした講習会、戸別訪問活動や 多くの人の目に触れる街頭広報活動など、振り込め詐欺の防止のために工夫を疑らし た防犯活動の推進に努めていきます。

(3) 自主防犯パトロール活動の充実

地区安全会議は、防犯マップの作成により危険箇所を把握し、危険箇所を中心に自 主防犯パトロールを実施します。その際、自転車盗対策として、地区内の駐輪場を重 点的にパトロールします。

地区安全会議は、自主防犯パトロール活動の効果等を市へ報告するものとし、各団体と市との日常的なコミュニケーションを図ることにより、連携を強化します。

4 施策の体系



51

(目的)

第1条 この条例は、犯罪等に強いまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、安心して活動することができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身又は財産に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において活動する個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪等に強いまちづくりは、市、市民及び事業者が、誰もが犯罪等により害を被り、又は 他人に害を与えるおそれがあることを認識し、次に掲げる事項を基本として、それぞれの役割を 果たしながら、安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指すものとする。
 - (1) 地域社会における規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めること。
- (2) 人と人とが交流を深め、支え合う地域社会の形成を目指すこと。
- (3) 市民及び事業者の権利を尊重し、地域の特性及び社会の情勢並びに対象となる事案の実情に 応じて取り組むこと。
- 2 犯罪等に強いまちづくりは、市、市民及び事業者が、次に掲げる取組が相互に関連し補完し合 う関係にあるという認識の下、これらを総合的に推進するものとする。
- (1) 市民が犯罪等により害を被り、又は他人に害を与えることなく平穏な生活を営むことができるよう、地域社会において犯罪等の発生を防ぐ取組
- (2) 犯罪被害者等に対して、その被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支える取組
- 3 犯罪等に強いまちづくりは、市、市民及び事業者が、互いの自主性及び自立性を尊重しながら 協働して推進するものとする。

(市の責務)

- 第4条 市は、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。
- 2 市は、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、 国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関(以下「関係機関」という。)と相互に連携を図

るものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、自らの規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 市民は、その日常生活において犯罪等に強いまちづくりに取り組むとともに、犯罪等に強いま ちづくりに関する市の施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民は、地域における活動に積極的に参加し、又は協力し、互いの交流を深めることにより、 犯罪等に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、市内における事業活動において、犯罪等に強いまちづくりに取り組むとともに、 犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域における活動に積極的に参加し、又は協力することにより、犯罪等に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

(基本計画の策定)

- 第7条 市長は、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の 総合計画との整合を図りながら、犯罪等に強いまちづくりに関する施策の基本となる計画(以下 「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を聴取し、これを反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ第14条に規定する静岡市犯罪等に強いまちづくり推 進審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(啓発活動)

第8条 市は、犯罪等に強いまちづくりに関し、市民及び事業者の意識を高め、理解を深め、及び 活動を促進させるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(犯罪等の発生を防ぐための取組に対する支援)

第9条 市は、第3条第2項第1号に掲げる取組を行う市民又は事業者に対し、情報の提供、助言 その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪等の発生の防止に配慮した施設等)

- 第10条 市は、公共施設等の設置及び管理に当たり、犯罪等の発生を防ぐために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市民及び事業者は、建築物その他の施設等の設置及び管理に当たり、犯罪等の発生の防止に配 慮するものとする。

3 市は、犯罪等の発生の防止に配慮した建築物その他の施設等の設置及び管理の普及に努め、市 民及び事業者に対し助言その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪被害者等に対する配慮)

- 第11条 市は、市の施策の実施に当たっては、犯罪被害者等の権利を尊重し、その心情等に配慮して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市民及び事業者は、犯罪被害者等の権利を尊重し、その名誉及び生活の平穏を害することのないよう配慮するものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

- 第12条 市は、犯罪被害者等がその被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、情報の提供、相談、紹介その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、前項の支援の実施に当たっては、関係機関、犯罪被害者等に対する支援を行う団体等と 相互に連携を図るものとする。

(犯罪被害者等支援の取組に対する支援)

第13条 市は、第3条第2項第2号に掲げる取組を行う市民又は事業者に対し、情報の提供、助言 その他の必要な支援を行うものとする。

(静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会)

- 第14条 犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、この条例に定めのあるもののほか、市長の諮問に応じて犯罪等に強いまちづくりに 関する重要な事項を審議し、その結果を答申する。
- 3 審議会は、委員6人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験がある者
- (2) 第3条第2項第1号に掲げる取組に携わる者
- (3) 第3条第2項第2号に掲げる取組に携わる者
- (4) 市民
- 5 市長は、前項第4号に掲げる委員を選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市犯罪等に強いまちづくり条例(平成22年静岡市条例第8号)第14条第 8項の規定に基づき、静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)の 組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を 聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、生活文化局市民生活部市民生活課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

静岡市犯罪等に強いまちづくり条例 概要図

目的(第1条)

犯罪等に強いまちづくりの推進により、安心して活動することの できる安全な地域社会の実現に寄与する

基本理念 (第3条)

3つの基本事項 (第1項)

- ①地域社会の規範意識を高め、犯罪に強いまちづくりへの理解を深める(第1号)
- ②支え合う地域社会の形成を目指す(第2号)
- ③権利を尊重し、地域の特性などに応じて取り組む (第3号)

犯罪等に強いまちづくりの推進(第2項)

- ①防犯の取組(第1号)
- ②犯罪被害者等支援の取組(第2号)

市、市民、事業者が協働(第3項)

それぞれの 責務

市の責務(第4条)

施策の総合的な実施 体制の整備

関係機関との相互連携

市民の責務(第5条)

日常生活における取組 市の施策への協力 地域における交流を深める

事業者の責務(第6条)

事業活動における取組 市の施策への協力 地域活動への参加

施策の 基本事項

基本計画の策定 (第7条)

審議会の設置 (第14条)

犯罪等に強いまちづくりの取組

広報・啓発活動 (第8条)

防犯の取組

防犯の取組に対する支援 (第9条)

防犯に配慮した 施設等の設置 (第10条)

犯罪被害者等支援の取組

犯罪被害者等に対する配慮(第11条)

犯罪被害者等に対する支援(第12条)

犯罪被害者等支援の 取組に対する支援(第13条)

市民が犯罪等に遭うことなく、また犯罪等により害を受けても再び平穏な 生活を営むことができる、安全で安心な地域社会の実現

静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画

平成23年3月

(平成25年3月 一部改訂)

静岡市生活文化局市民生活部市民生活課

電 話:054-221-1058 FAX:054-221-1538

 $E \nearrow - / \nu$: seikatsu@city. shizuoka. lg. jp